

行政文書開示請求書

2008年3月28日

内閣情報官 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）
[REDACTED]

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）
[REDACTED]

TEL [REDACTED]

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）
[REDACTED]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

情報機能強化検討会議の議事次第・配布資料・議事録の全て。

2. 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載して下さい。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（_____）

＜実施の希望日＞

イ 写しの送付を希望する。

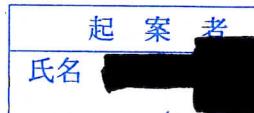
開示請求手数料 (1件300円)		(受付印)
---------------------	--	-----------

※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	

請求受付番号：



保存期間	30年・10年・5年・3年・1年
(文書処理上の記事)	文書番号 閣情第194号
内閣総務官室と協議済み	受付 平成20年4月02日
	起案 平成20年4月23日
	決裁・供覧 平成20年4月28日
	施行 平成20年4月28日
	専決番号 別表 —
内閣情報官 	
次長 	
総務部主幹 	
総務部総括 	
内閣事務官 	
 起案者 氏名  (番)	
(件名) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示	
請求に対する決定通知について(回答)	
(問い合わせ)	
平成20年4月2日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条1項及び第17条並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法 法施行令第15条第1項の規定に基づき、別紙案のとおり決定し、開示請求者宛て通知 することとしてよろしいか伺います。	

(案)

閣情第194号
平成20年4月28日

行政文書開示決定通知書



様

内閣情報官

三谷 秀史

平成20年4月2日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ① 官邸における情報機能の強化の基本的な考え方及びその説明資料
- ② 官邸における情報機能の強化について(案)
- ③ 官邸における情報機能の強化の方針及びその説明資料

2 不開示とした文書とその理由

上記②、

上記②の文書は、情報機能検討会議の検討過程における文書であり、当室の内部又は関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当する。また、上記②の文書は、我が国的情報関係省庁の具体的な情報収集体制に関する情報を含み、それを公にすることにより、当室の情報収集対象において、対抗・妨害措置等を講じられる等、当室の調査活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号本文に該当するため全部不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

(案)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和47年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A4判文書 33枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
	②複写機により白黒で 複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	330円	30円
	③複写機によりカラー で複写したものの交付	カラー1枚につき 20円 カラー文書 13枚	460円	160円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	430円	130円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（注1）当該行政文書にはカラーの行政文書が含まれており、カラーコピーでの開示の実施を行うことができます。カラーコピーでの開示の実施を希望される場合は、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

（注2）CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動する所以ありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：5月7日から6月6日まで（土・日曜、祝日等行政機関の休日を除く。）

時：10:00から17:00まで（昼休みを除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(案)

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

複写機により白黒又はカラーで複写したものの交付の場合、通常郵便物（定型外）1kgまで 580円

スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付の場合、通常郵便物（定型外）100gまで 160円

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

TEL 03-5253-2111 内線 83406

行政文書開示請求書

2008年3月28日

内閣情報官 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）
[REDACTED]

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）
[REDACTED]

TEL [REDACTED]

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）
[REDACTED]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

情報機能強化検討会議の議事次第・配布資料・議事録の全て。

2. 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載して下さい。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ）

＜実施の希望日＞

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



(受付印)



※この欄は記入しないでください

担当課

備考

請求受付番号：



(案)

閣情第 号
平成20年4月 日

行政文書開示決定通知書

[REDACTED]
様

内閣情報官

三谷 秀史

平成20年4月2日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ① 官邸における情報機能の強化の基本的な考え方及びその説明資料
- ② 官邸における情報機能の強化について(案)
- ③ 官邸における情報機能の強化の方針及びその説明資料

2 不開示とした文書とその理由

上記②、

上記②の文書は、情報機能検討会議の検討過程における文書であり、当室の内部又は関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当する。また、上記②の文書は、我が国的情報関係省庁の具体的な情報収集体制に関する情報を含み、それを公にすることにより、当室の情報収集対象において、対抗・妨害措置等を講じられる等、当室の調査活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号本文に該当するため全部不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

(案)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和47年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A4判文書 33枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
	②複写機により白黒で複写したもの交付	用紙1枚につき 10円	330円	30円
	③複写機によりカラーで複写したもの交付	カラー1枚につき 20円 カラーワーク 13枚	460円	160円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R 1枚につき 100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	430円	130円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（注1）当該行政文書にはカラーの行政文書が含まれており、カラーコピーでの開示の実施を行うことができます。カラーコピーでの開示の実施を希望される場合は、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

（注2）CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

（2）事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：5月○○日から6月○○日まで（土・日曜、祝日等行政機関の休日を除く。）

時：10:00から17:00まで（昼休みを除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(案)

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

複写機により白黒又はカラーで複写したものの交付の場合、通常郵便物（定型外）1kgまで 580円

スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付の場合、通常郵便物（定型外）100gまで 160円

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

TEL 03-5253-2111 内線 83406

官邸における情報機能の強化の 基本的な考え方

平成19年2月28日

情報機能強化検討会議

1 はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化することにより、より多くの質の高い情報を収集し、それらに高度の分析を加え、適正な政策判断を支えていくことが必要である。特に、国家安全保障に関し、官邸司令塔機能の強化に向けた体制の整備が進められる中、官邸における情報機能の強化が急務となっている。

情報機能強化検討会議では、昨年12月1日に設置されて以来、官邸司令塔機能を支えるため我が国的情報部門として何を成し得るか、政策部門との連接、情報の収集及び情報の集約・分析から成る情報サイクルの構成要素の1つ1つに検討を加えるとともに、情報基盤の整備及び情報の保全の徹底という情報機能のインフラ整備に至るまで密度の濃い検討を集中的に行ってきましたところである。その成果として、次のとおり官邸における情報機能強化の基本的な考え方を取りまとめたので、これを我が国情報コミュニティの共有財産とし、本検討会議を中心として一步一步着実に実現させてまいりたい。

2 情報機能の強化

(1) 政策との連接

① 政策と情報の分離

情報部門においては、政策部門の情報関心に基づいて、情報を収集し、収集された情報の集約・分析を行い、その成果を政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供され

た情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を提示する。適正な政策判断を行うためには、収集された情報を政策部門から独立した客観的な視点で評価・分析する別個の部門が必要であることから、官邸における政策部門と情報部門は、官邸首脳の下、別個独立の組織とし、政策と情報の分離を担保する。

② 政策と情報の有機的な連接

政策と情報の分離を前提としつつ、政策判断に資する情報の提供を確保するためには、両者の有機的な連接が必要である。そのため、官邸首脳の指揮の下、官邸の政策部門からの情報関心が明確かつタイムリーに情報部門に伝えられ、他方、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）によりその価値が最大化された情報が政策部門に提供されるよう、内閣情報会議、内閣情報官及び各情報機関が連携して機能する。

○ 内閣情報会議

内閣情報会議を官邸の政策部門からの参加も得る形に再編し、同会議において官邸の政策部門の中長期的な情報関心を情報部門に対して提示するとともに、その情報関心に適切に応えるオール・ソース・アナリシスの成果を報告する。

○ 内閣情報官

内閣情報官は、官邸首脳への定期的なブリーフィング等の機会を通じて、時々刻々変動する官邸首脳の情報関心の機動的な提示を受けるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果を官邸首脳に報告する。また、内閣情報官は、官邸の政策部門に対して、オール・ソース・アナリシスに基づく情報をタイムリーに提供するものとし、そ

のため、官邸首脳の指示を受けて、官邸の政策部門の重要会議に出席する。さらに、これらの情報関心の提示、情報提供等について、情報コミュニティ内で共有することにより、政策と情報の日常的な結節点として機能する。

○ 各情報機関

各情報機関から官邸首脳への直接報告のルートも確保し、その際には、各情報機関は、内閣情報官との間で、官邸首脳に情報が適切に提供されることを確保するために必要な連絡を行うものとする。

(2) 収集機能の強化

① 対外人的情報収集機能の強化

今日の国際的な諸課題のうち、国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

現在、在外公館において、広範な人脉の構築を通じて多様な人的情報収集活動が行われているほか、人的体制の強化に向けた取組みが進められており、また、情報関係の各省庁においても、各級職員の海外への派遣等による対外情報の収集が行われているが、上記のような情報収集の対象国や組織は閉鎖的で、その内部情報の入手が困難であることが多く、そうした情報が不足している状況にある。

この問題に取り組むため、具体的に不足している情報の検討を踏まえて、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢の在り方を早急に検討し、その実現を図る。

② その他の情報収集機能の強化

その他の政府における既存の情報収集手段についても、その能力の維持・拡充を図る。

(3) 集約・分析・共有機能の強化

① 集約・分析・共有の必要性

適正な政策判断に資する情報が確実に情報部門から政策部門に対して提供されるには、政策との有機的な連接の確保及び収集機能の強化に加えて、政府として高度の分析を行うための集約・分析機能を強化するとともに、政府全体の分析能力の向上を図るための情報共有の促進が重要である。そのため、現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行うとともに、情報の共有を促進する。

② 拡大情報コミュニティの設置

政府が保有するあらゆる情報手段を活用するため、内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省のコアメンバーから構成される情報コミュニティのほか、関係省庁からなる拡大情報コミュニティを設け、個別の情勢分析の必要性に応じて合同情報会議等への出席を求めるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果についても共有する。

③ 情報の集約

内閣情報官は、合同情報会議等を活用して、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心を伝え、情報コミュニティ内で認識を共有するとともに、それに対応するオール・ソース

- ・アナリシスに必要な情報集約のための優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整を行う。

また、情報コミュニティ（拡大情報コミュニティを含む。）メンバーは、合同情報会議等の事務遂行に資するため、各自連絡責任者及び連絡担当官を指名するとともに、連絡担当官を必要に応じ内閣情報調査室に常駐させ、又は派遣する。また、連絡担当官が同室において各省庁端末を利用できるよう基盤整備を促進する。

④ 情報の分析

合同情報会議等におけるオール・ソース・アナリシスのため、内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家（内閣情報分析官（仮称））を置いて情報評価書の原案を作成することとし、これを同会議等に諮ることにより、情報コミュニティ全体の英知を結集した分析内容とする。内閣情報分析官（仮称）については、その高度の専門性を確保するため、長期間の在職が可能となるような処遇とする。

⑤ 情報の共有

情報コミュニティ内の各情報機関における多角的な分析を可能とし、政府全体の分析能力の向上が図られるよう、合同情報会議等の場を活用するなどして、情報の共有を促進する。また、日常の情報共有に関しては、上記連絡責任者を活用するとともに、「(4) 基盤整備」で述べるシステムの整備も推進する。

また、情報評価書等のオール・ソース・アナリシスの成果については、官邸首脳及び官邸の政策部門への報告等に併せて、情報コミュニティ内で共有する。

(4) 基盤整備

① 情報の共有のための基盤整備

情報コミュニティにおける情報の共有化を進めるため、情報コミュニティ共通のデータベースの整備、秘密情報伝達用のインターネットの拡大整備、ハードウェアの連結等の具体的な措置を検討し、その実現を図る。

② 人的基盤整備

情報コミュニティの機能強化・連携に役立つ人材を育成するため、その具体的な必要性や方法を十分検討した上で、人事交流や合同研修等を推進する。また、情報コミュニティ内における上級幹部への登用に当たっては、他の情報機関での勤務経験を考慮する。

3 情報の保全の徹底

① 政府統一基準の策定

情報の集約・共有及び基盤整備の前提として、セキュリティクリアランス制度を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が採られることが重要であり、カウンターインテリジェンス推進会議において、カウンターインテリジェンス・ポリシーの策定に向けた具体的な検討を行う。

② 高度の秘密を保全するための措置

情報コミュニティ内においては、より高度な秘密を保全するための措置が必要であるところ、その秘密の範囲を明らかにし、電磁波漏えい防止、盗聴防止等の物理的な措置を含めて具体的な措置を検討し、速やかにその実現を図る。

③ 秘密保全に関する法制の在り方

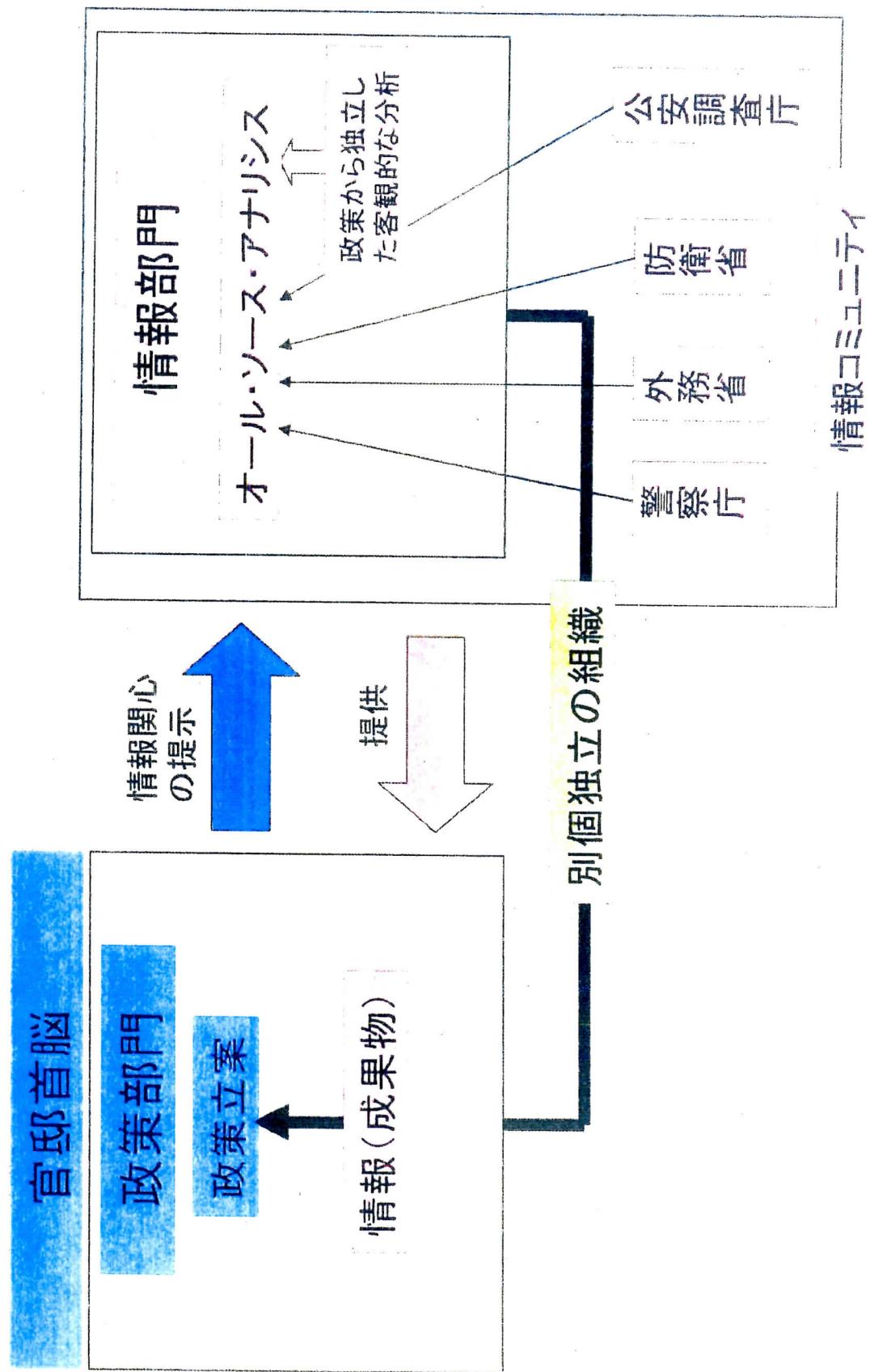
現在の我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によっ

て差異が大きく、国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑は1年以下とされておりその抑止力が必ずしも十分でないなどの問題があり、それを解消するため、新たな法制の在り方についても検討が必要である。

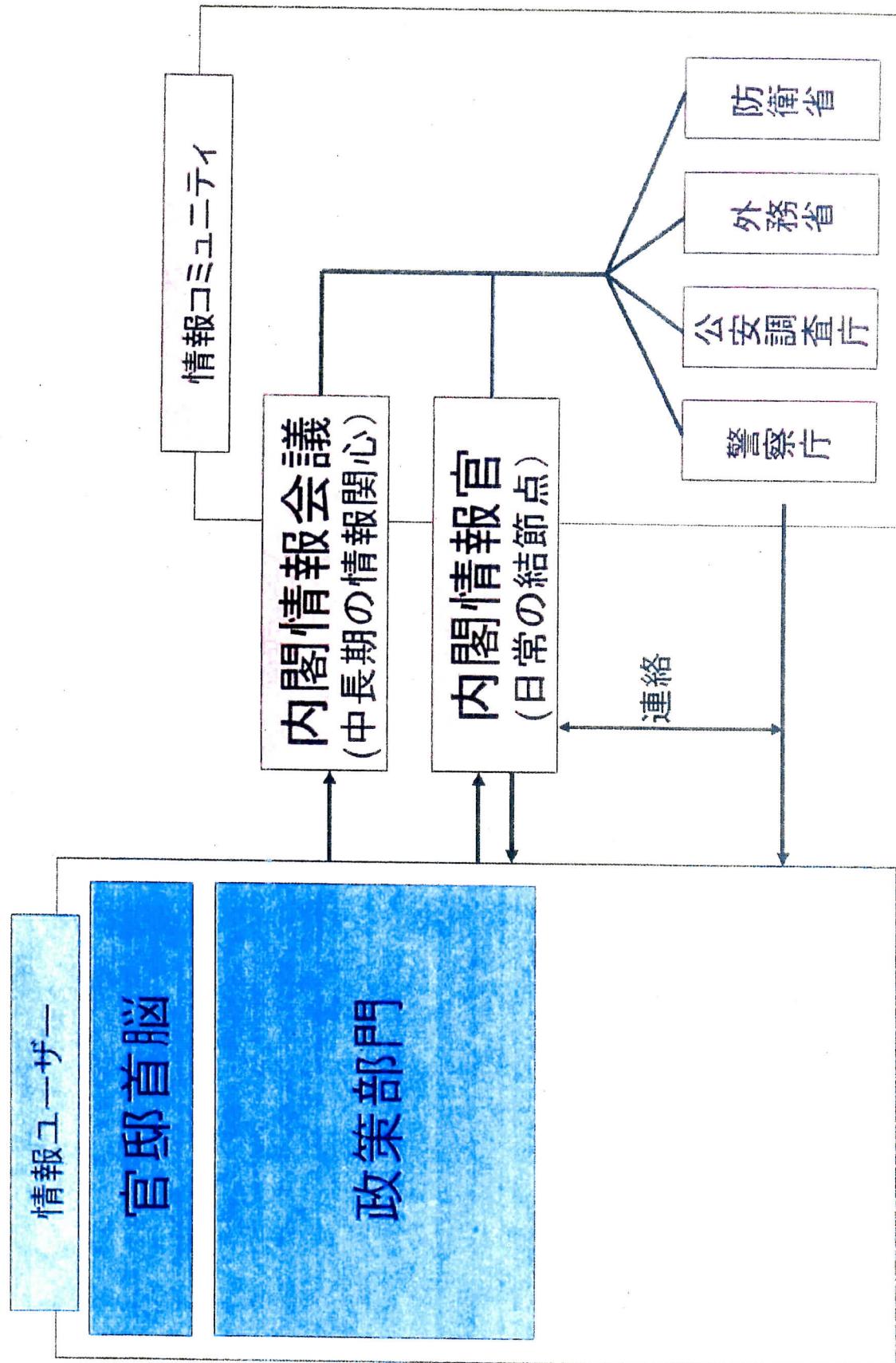
4 実現への道のり

以上の基本的な考え方を踏まえて本検討会議において更に検討を進め、半年以内を目途に、官邸における情報機能を強化するための具体的な施策を取りまとめ、政府としての意思決定を経て着実に実行に移すこととする。

「政策」と「情報」の分離



政策との連接



収集手段の強化

対外人的情報収集活動の課題

- ・国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報収集が喫緊の課題
- ・これらの国や組織の意図を把握する必要性が増大

対外人的情報収集活動の強化策

- ・具体的に不足している情報の検討を踏まえ、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢の方針を早急に検討し、実現を図る

- ・その他の既存の情報収集手段についても、能力の維持・拡充

情報コミュニケーションの強化 ～集約・分析・共有～

合同情報会議

情報コミュニケーションの英知を結集
オールソース・アナリシス

内閣情報官
情報関心を伝達
情報の集約・共有

内閣情報分析官(仮称)

警察庁

公安調査庁

情報コミュニケーション

関係省庁

関係省庁

関係省庁

関係省庁

情報評価書(原案)作成
高度の分析能力

防衛省

外務省

関係省庁

関係省庁

関係省庁

拡大情報コミュニケーション

オール・ソース・アナリシスのイメージ

合同情報会議
情報コミュニケーションの英知を結集
決定

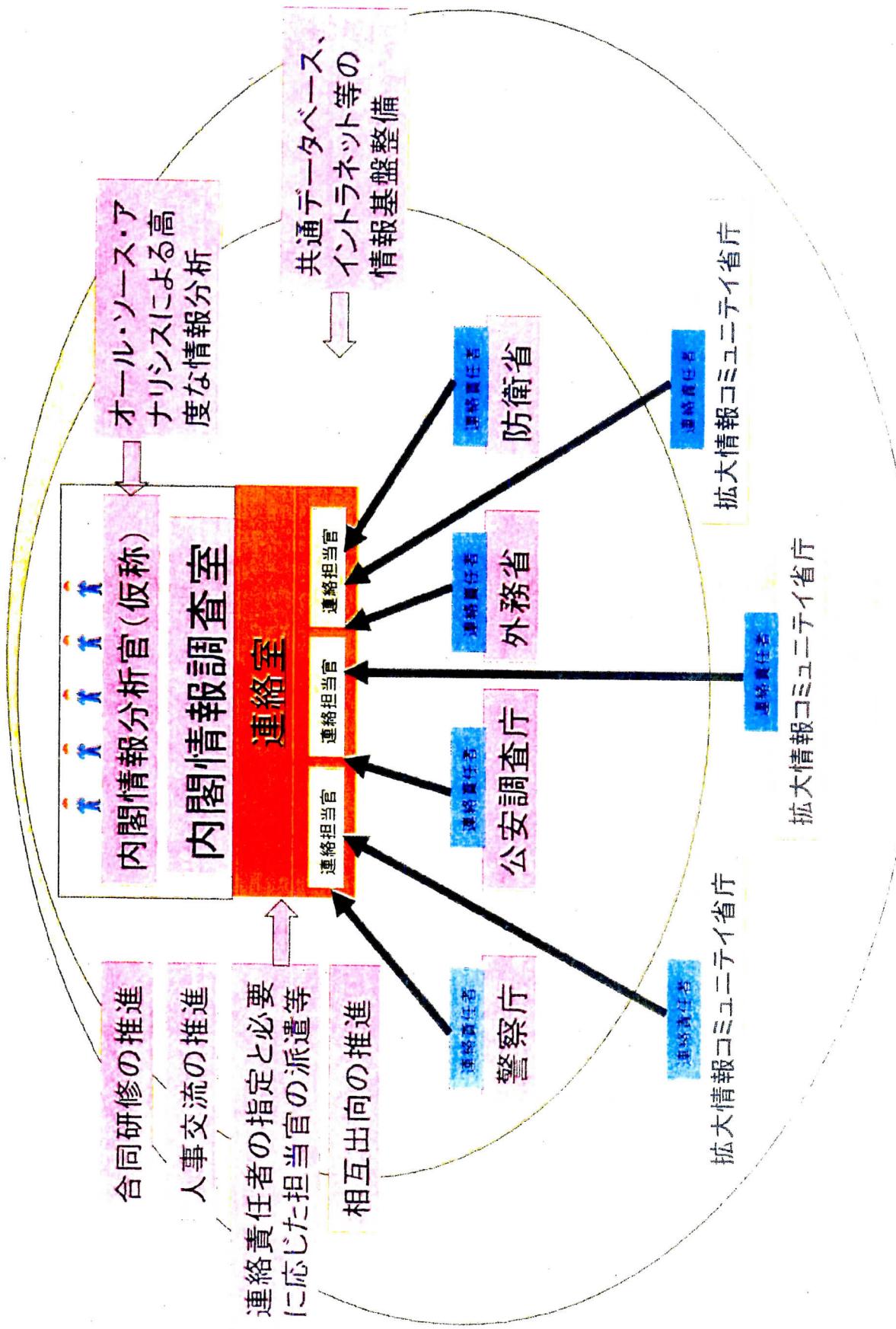
内閣情報分析官(仮称)
集約された情報をもとに、
オール・ソース・アナリシス

情報評価書

原案作成

情報の集約

各情報機関による情報収集活動



情報の保全の徹底

厳格な保全措置を前提とした情報の共有

情報コミュニケーションにおいてより高度な保全措置

- ・高度なセキュリティクリアランス制度等

カウンターアイントelligenceポリシーによる政府統一的な
保全基準の策定

- ・秘密情報の管理体制
- ・秘密保全教育
- ・事案発生時の対処方策
- ・カウンターインテリジェンス情報の集約・分析

官邸における情報機能の強化について（案）

◎ 情報機能の強化

○ 政策との連接

- 「政策」と「情報」の連接はどのように確保されるべきか。

【政策と情報の分離】

- ・ 情報部門は、政策部門の情報関心に基づいて、優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整、情報の収集、収集された情報の集約・分析を行い、政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供された情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を提示する。適正な政策判断を行うためには、収集された情報を政策部門から独立した客観的な視点で評価・分析する別個の部門が必要であることから、官邸における政策部門と情報部門は、官邸首脳の下、別個独立の組織とし、政策と情報の分離を担保する。

【政策と情報の有機的な連接】

- ・ 政策と情報の分離を前提としつつ、官邸首脳の指揮の下、官邸の政策部門からの情報関心が明確かつタイムリーに情報部門に伝えられ、他方、オール・ソース・アナリシス（政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析）によりその価値が最大化された情報が政策部門に提供される仕組みを整備することが必要である。
- ・ そのため、内閣情報会議を官邸の政策部門からの参加も得る形に再編し、同会議において官邸の政策部門の中長期的な情報関心を情報部門に対して提示するとともに、その情報関心に適切に応えるオール・ソース・アナリシスの成果を報告することとする。
- ・ また、内閣情報官は、官邸首脳への定期的なブリーフィング等の機会を通じ、時々刻々変動する官邸首脳の情報関心の機動的な提示を受け、オール・ソース・アナリシスの成果を官邸首脳に報告し、また官邸の政策部門に提供するとともに、情報コミュニティ内でそれらを共有することにより、「政策」と「情報」の日常的な結節点として機能するものとする。なお、内閣情報官は、官邸首脳の指示を受け、官邸の政策部門の重要会議に出席するものとする。
- ・ 他方、各情報機関から官邸首脳への直接報告のルートも確保し、その際には、各情報機関は、内閣情報官との間で、官邸首脳に情報が適切に提供されることを確保するために必要な連絡を行うものとする。
- ・ なお、政策判断に資する情報が確実に情報部門から政策部門に対して提供されるには、政策と情報の連接に加えて、情報の集約・分析・共有機能の強化（後述）が図られることが決定的に重要である。

秘

無期限

010-04-07-0070-1

○ 収集手段の強化

- 対外人的情報収集機能の強化のためにはどのような方策を探るべきか。

【対外人的情報収集活動の現状】

【対外人的情報収集活動の課題】

- ・ 今日の国際的な諸課題のうち、国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。しかし、こうした情報収集の対象国や組織は、閉鎖的で、内部情報の入手が困難であることが多く、そうした情報が不足している状況にある。

【対外人的情報収集活動の強化】

- ・ 上記の問題に取り組むため、具体的に不足している情報の検討を踏まえて、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢の在り方を早急に検討し、その実現を図る。

【その他の情報収集機能】

- ・ その他の政府における既存の情報収集手段についても、能力の維持・拡充を図る。

○ 集約・分析・共有機能の強化

- 政府として、適切に情報を集約し、分析を加えることができていいのではないか。オール・ソース・アナリシスの実現の方途如何。

【総論】

- ・ 現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行う。内閣情報官は、同会議等を活用して、関係機関から情報を集約するなどオール・ソース・アナリシスに必要な調整を行う。

【情報コミュニティの構成】

- ・ 情報コミュニティのコアメンバーの構成は、現状を維持する。ただし、拡大情報コミュニティを設け、海上保安庁、財務省、経済産業省、[REDACTED]個別の情勢分析の必要性に応じて合同情報会議等への出席を求めるほか、コアメンバーによる情報コミュニティの成果物等についてはニード・トゥ・ノウの原則に従い、拡大情報コミュニティにおいても共有する。

【具体策一 情報の集約】

- ・ 内閣情報官は、合同情報会議等を活用して、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心を伝え、情報コミュニティ内で認識を共有するとともに、それに対応するオール・ソース・アナリシスに必要な情報集約のための優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整を行う。
- ・ 情報コミュニティ（拡大情報コミュニティを含む。）メンバーは、合同情報会議等の事務遂行に資するため、各々連絡責任者及び連絡担当官を指名するとともに、連絡担当官を必要に応じ内閣情報調査室に常駐させ、又は派遣するものとする。

【具体策二 情報の分析】

- ・ 合同情報会議等におけるオール・ソース・アナリシスのため、内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家（内閣情報分析官（仮称））を置いて情報評価書（原案）を作成することとし、これを同会議等に諮ることにより、情報コミュニティ全体の英知を結集した分析内容とする。内閣情報分析官（仮称）については、その高度の専門性を確保するため、長期間の在職が可能となるような待遇とする。

【分析のための情報の共有】

- ・ 情報コミュニティ内の各情報機関における多角的な分析を可能とし、政府全体の分析能力の向上が図られるよう、[REDACTED]合同情報会議等の場を活用するなどして、情報の共有を促進する。
- ・ 日常の情報共有に関しては上記連絡責任者を活用するとともに、別項目で述べるシステムの整備も推進することとする。

○ 集約・分析された結果の共有の在り方如何。

- ・ 情報評価書等のオール・ソース・アナリシスの成果については、官邸首脳及び官邸の政策部門への報告等に併せて、情報コミュニティ内で共有する。

○ 基盤整備

○ 情報機能の基盤整備を行い、情報の共有化を進めるべきではないか。

- ・ 情報コミュニティにおける情報の共有化を進めるため、情報コミュニティ共通のデータベースの整備、秘密情報伝達用のインターネットの拡大整備、ハードウェアの連結等の具体的な措置を検討
- ・ 内閣情報調査室に常駐し、又は派遣される各省庁の連絡担当官が、同室において当該各省庁の端末を使用できるよう基盤整備を推進する。

○ 人材育成のため、情報コミュニティ内で合同研修や積極的な人事交流を実施すべきではないか。

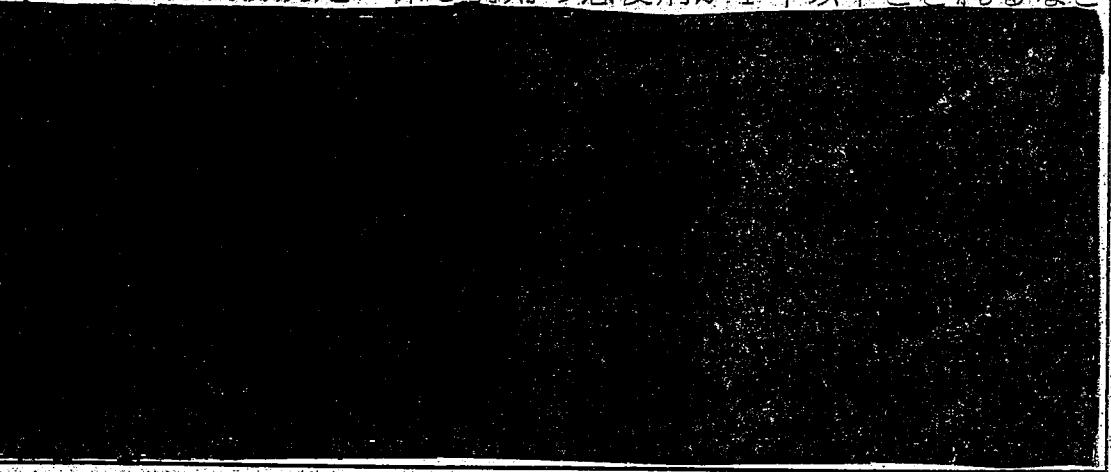
- ・ 情報コミュニティの機能強化・連携に役立つ人材を育成するため、その具体的必要性や方法を十分検討した上で、人事交流や合同研修等を推進する。
- ・ 情報コミュニティ内における上級幹部への登用に当たっては、他の情報機関での勤務経験を考慮する。

○ 情報の保全の徹底

- 情報保全については政府統一基準を定めることが重要。
- 情報コミュニティにおけるより高度な秘密を保全するための措置が必要ではないか。
- 情報共有促進のためにもセキュリティクリアランスの制度を設け、機微度に応じた取扱いの類型化、取扱職員の明確化を図るべきではないか。

- ・ 情報の集約・共有及び基盤整備の前提として、セキュリティクリアランス制度を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が採られることが重要であり、カウンターインテリジェンス推進会議を立ち上げたところである。同会議において、カウンターインテリジェンス・ポリシーの策定に向け準備を始めており、その中で具体的な検討を行う。
- ・ 特に、情報コミュニティ内においては、より高度な秘密を保全するための措置が必要であるところ、その秘密の範囲を明らかにし、電磁波漏えい防止、盗聴防止等の物理的な措置を含めて、具体的な措置を検討し、速やかにその実現を図る。

○ 秘密保全に関する法制の在り方如何。

- ・ 現在の我が国の秘密保護に関する法令は、①個別法によって差異が大きい、②国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑が1年以下とされるなど罰則が軽い。
- 

◎ 今後の予定

- ・ 以上の基本的な考え方を踏まえて本検討会議において更に検討を進め、半年以内を目途に、官邸における情報機能を強化するための具体的な施策を取りまとめ、政府としての意思決定を経て着実に実行に移すこととする。

官邸における情報機能の 強化の方針

**平成20年2月14日
情報機能強化検討会議**

1 はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化することにより、より多くの質の高い情報を収集し、それらに高度の分析を加え、適正な政策判断を支えていくことが必要である。特に、国家安全保障に関し、官邸司令塔機能の強化が図られる中、官邸における情報機能の強化が急務となっている。

情報機能強化検討会議では、一昨年12月1日に設置されて以来、官邸司令塔機能を支えるため我が国的情報部門として何を成し得るか、政策部門との連接、情報の収集及び情報の集約・分析から成る情報サイクルの構成要素の1つ1つに検討を加えるとともに、情報基盤の整備及び情報の保全の徹底という情報機能のインフラ整備に至るまで密度の濃い検討を集中的に行い、昨年2月28日に官邸における情報機能強化の基本的な考え方を取りまとめたところである。その後、本検討会議では、基本的な考え方を具体化すべく更に検討を行い、この度、官邸における情報機能強化策を取りまとめたので、ここに公表する。

2 情報機能の強化

(1) 政策との連接

① 政策と情報の分離

情報部門においては、政策部門の情報関心に基づいて、情報を収集し、収集された情報の集約・分析を行い、その成果を政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供され

た情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を提示する。適正な政策判断を行うためには、収集された情報を政策部門から独立した客観的な視点で評価・分析する別個の部門が必要であることから、官邸における政策部門と情報部門は、官邸首脳の下、別個独立の組織とし、政策と情報の分離を担保する。

② 政策と情報の有機的な連接

政策と情報の分離を前提としつつ、政策判断に資する情報の提供を確保するためには、両者の有機的な連接が必要である。そのため、官邸首脳の指揮の下、官邸の政策部門からの情報関心が明確かつタイムリーに情報部門に伝えられ、他方、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）によりその価値が最大化された情報が政策部門に提供されるよう、内閣情報会議、内閣情報官及び各情報機関が連携して機能する。

○ 内閣情報会議

内閣情報会議を官邸の政策部門からの参加も得る形に再編し、同会議において官邸の政策部門の中長期的な情報関心を情報部門に対して提示するとともに、その情報関心に適切に応えるオール・ソース・アナリシスの成果を報告する。

具体的には、現行メンバーに加えて、官邸の政策部門の代表として、内閣官房副長官補（内政、外政、安全保障・危機管理）その他の関係者が出席することとするほか、拡大情報コミュニティ省庁（(3) ②参照）の代表も出席することとし、官邸の政策部門の情報関心を踏まえて

情報部門全体で中長期の情報重点を策定することができるようとする。また、情報重点の策定及び定期報告のための会議を年2回開催するほか、緊急の対応を要する場合、重要な報告のある場合等に隨時開催することとする。

○ 内閣情報官

内閣情報官は、官邸首脳への定期的なブリーフィング等の機会を通じて、日々刻々変動する官邸首脳の情報関心の機動的な提示を受けるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果を官邸首脳に報告する。また、内閣情報官は、官邸の政策部門に対して、オール・ソース・アナリシスに基づく情報をタイムリーに提供するものとし、そのため、官邸首脳の指示を受けて、官邸の政策部門の重要会議に出席する。さらに、これらの情報関心の提示、情報提供等について、情報コミュニティ内で共有することにより、政策と情報の日常的な結節点として機能する。

○ 各情報機関

各情報機関から官邸首脳への直接報告のルートも確保し、その際には、各情報機関は、内閣情報官との間で、官邸首脳に情報が適切に提供されることを確保するために必要な連絡を行うものとする。

(2) 収集機能の強化

① 対外人的情報収集機能の強化

今日の国際的な諸課題のうち、国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集

は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

現在、在外公館において、広範な人脈の構築を通じて多様な人情報収集活動が行われているほか、人的体制の強化に向けた取組みが進められており、また、情報関係の各省庁においても、各級職員の海外への派遣等による対外情報の収集が行われているが、上記のような情報収集の対象国や組織は閉鎖的で、その内部情報の入手が困難であることが多く、こうした情報が不足している状況にある。

この問題に取り組むため、在外公館及び情報関係の各省庁における取組みを強化するとともに、更に質の高い情報収集を実現するため、今後、研修強化や知識及び経験の蓄積を通じて対外人情報収集に携わる専門家の育成に努めるほか、より専門的かつ組織的な対外人情報収集の手段、方法及び態勢の在り方についての研究を深めることとする。これらの取組みのため、関係省庁の一層の連携強化を図り、情報コミュニティが一体となってその総合力を発揮する。

② その他の情報収集機能の強化

その他の政府における既存の情報収集手段についても、人員及び予算を確保し、次の施策を実施することによりその能力の維持・拡充を図る。

○ 内閣における情報収集機能

・ 情報収集衛星

情報収集衛星4機体制により画像情報の収集を行うとともに、より高性能の衛星を開発するための体制を強

化する。また、画像情報に関する機能強化のため、地球上で発生する様々な事象に対して迅速的確に対応することが可能となるよう分析体制を強化するほか、分析官に対する教育・訓練の充実及び職員の長期間の在職が可能となるような枠組みの構築を図る。

- ・ 公開情報

情報コミュニティにおける公開情報収集の実態を基に、役割分担による効率化、データベース化等の諸方策について、ラヂオプレスの活用も含め検討する。

- 各省庁における情報収集機能

- ・ 国民の安全及び国の治安の確保のため、警察庁及び都道府県警察において、諜報、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等の未然防止等に資する情報の収集を更に強化する。（警察庁）
- ・ 我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）
- ・ 在外公館及び外務本省における対外情報収集能力を組織的に強化するための全省的な体制を整える。また、情報収集活動に関するノウハウの蓄積、職員の能力向上のための研修等を通じ、在外公館の情報収集態勢の専門化及び強化を図る。さらに、ラヂオプレスの一層の活用により、公開情報収集体制の強化を図る。（外務省）
- ・ 大量破壊兵器・弾道ミサイル拡散を含めた安全保障環境の変化、国際平和協力活動の本来任務化、近年

の技術動向等を踏まえ、防衛省の情報収集能力を強化する。(防衛省)

(3) 集約・分析・共有機能の強化

① 集約・分析・共有の必要性

適正な政策判断に資する情報が確実に情報部門から政策部門に対して提供されるには、政策との有機的な連接の確保及び収集機能の強化に加えて、政府として高度の分析を行うための集約・分析機能を強化するとともに、政府全体の分析能力の向上を図るための情報共有の促進が重要である。そのため、現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行うとともに、情報の共有を促進する。このような観点から、「④ 情報の分析」で述べる内閣情報分析官による対外情報の分析が真に総合的なものとなるよう体制を整える。

② 拡大情報コミュニティの設置

政府が保有するあらゆる情報手段を活用するため、内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省のコアメンバーから構成される情報コミュニティのほか、金融庁、財務省、経済産業省及び海上保安庁からなる拡大情報コミュニティを設け、個別の情勢分析の必要性に応じて合同情報会議等への出席を求めるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果についても共有する。

なお、拡大情報コミュニティ以外の省庁等との間でも、

関係する情報の提供を受け、また、必要に応じて情報の共有を行うことができるよう、連携を深めることとする。

③ 情報の集約

内閣情報官は、合同情報会議等を活用して、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心を伝え、情報コミュニティ内で認識を共有するとともに、それに対応するオール・ソース・アリスに必要な情報集約のための優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整を行う。具体的には、四半期に一度、情報評価書（④参照）のテーマ、作成スケジュール並びに各テーマごとに必要な情報及びその担当省庁を取りまとめた情報評価書作成計画を、拡大情報コミュニティ省庁の代表もすべて出席する合同情報会議において策定し、各省庁の情報評価書の作成過程への関与を明確化する。情報評価書作成計画の原案は内閣情報官が作成することとするほか、緊急時等におけるテーマの変更、役割分担等は、内閣情報官が個別に調整して行うこととする。

また、情報コミュニティ（拡大情報コミュニティを含む。）メンバーは、合同情報会議等の事務遂行に資するため、各自連絡責任者（課長級）及び連絡担当官（課長補佐級）を指名するとともに、連絡担当官を必要に応じ内閣情報調査室に設けた専用の執務室に常駐させ、又は派遣する。

連絡責任者は、合同情報会議等により決定された役割分担に基づいて収集された情報の提供について責任を有するものとし、日常的には、その指揮の下で連絡担当官が各省庁と内閣情報調査室との間の連絡窓口として情報の提供等を行うこととする。また、連絡担当官が同室において各省庁

端末を利用できるよう基盤整備を行う。

④ 情報の分析

合同情報会議等におけるオール・ソース・アナリシスのため、内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家（内閣情報分析官（仮称））を地域別・事項別に置いて情報評価書の原案を作成することとし、これを同会議等に諮ることにより、情報コミュニティ全体の英知を結集した分析内容とする。

内閣情報分析官は、情報評価書作成計画に示された役割分担に従って連絡担当官経由で集約された情報を基に、各省庁の担当官、官邸の政策部門の担当官及び他の内閣情報分析官の意見も踏まえて情報評価書の原案を作成する。

内閣情報分析官については、官民を問わず能力本位で選任することとするほか、その高度の専門性を確保するため、原則としてその任期を3年以上とし、長期間の在職が可能となるよう必ずしも特定のランクに固定されない処遇とする。

⑤ 情報の共有

情報コミュニティ内の各情報機関における多角的な分析を可能とし、政府全体の分析能力の向上が図られるよう、厳格なセキュリティクリアランス制度（秘密取扱者適格性確認制度）の実施を前提として、合同情報会議等の場を活用するなどして情報の共有を促進する。具体的には、官邸首脳及び政策部門の日常的な情報関心を合同情報会議で共有するほか、情報評価書作成のために集約された情報を、情報の保全にも十分に配意しつつニード・トゥ・ノウの原則

に基づいて関係省庁間で共有することとする。

日常の情報共有に関しては、上記連絡責任者を活用するとともに、「(4) 基盤整備」で述べるシステムの整備も推進することとし、関係省庁間でのオンラインでの情報共有システムの構築に関して具体的な検討を開始する。

また、情報評価書等のオール・ソース・アナリシスの成果については、官邸首脳及び官邸の政策部門への報告等に併せて、情報コミュニティ内で共有する。

(4) 基盤整備

① 情報の共有のための基盤整備

情報コミュニティにおける情報の共有化を進めため、情報コミュニティ共通のデータベースにつき、それに適した情報管理の在り方を試験システムで検証しつつ段階的に整備するほか、秘密情報伝達用のインターネットを関係省庁と内閣情報分析官及び連絡担当官との情報伝達のツールとしても積極活用できるよう拡大整備する。また、ハードウェアの連結等についても、共通データベースの整備の進展等に配意しつつ、中長期的な課題として対応し、その実現を図る。

② 人的基盤整備

情報コミュニティの機能強化・連携に役立つ人材を育成するため、例えば次のような合同研修を実施するほか、その具体的な必要性や方法を十分検討した上で人事交流を推進する。また、情報コミュニティ内における上級幹部への登用に当たっては、他の情報機関での勤務経験を考慮する。

○ 高度情報保全研修

情報コミュニティ内における高度な秘密保全措置を確保するため、外国情報機関の諜報活動の実態、クリアランス手続、施設保全点検の技術、電磁波漏えいに関する技術的事項等についての研修を行う。

○ 情報分析研修

情報コミュニティにおけるオール・ソース・アナリシスを行うために必要な情報分析能力の向上のため、各情報手段の役割、分析の方法、収集・分析した情報の取扱い等についての研修を行う。

○ 専門分析研修

情報コミュニティ内の情報分析担当官が、担当分野に関する高度な専門的能力を習得するとともに、相互理解を促進するため、大学や研究所等の専門家との意見交換、事例等を用いたゼミ、海外研修等を行う。

3 情報の保全の徹底

① 政府統一基準の策定・施行

情報の集約・共有及び基盤整備の前提として、セキュリティクリアランス制度（秘密取扱者適格性確認制度）を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が採られることが重要であり、カウンターインテリジェンス推進会議において決定された「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」の着実な施行に取り組む。

② 高度の秘密を保全するための措置

情報コミュニティ内においては、より高度な秘密を保全す

るための措置が必要であるところ、その秘密の範囲を明らかにし、電磁波漏えい防止、盗聴防止等の物理的な措置を含めて具体的な措置を検討し、速やかにその実現を図る。

③ 秘密保全に関する法制の在り方

現在の我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によって差異が大きく、国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑は1年以下とされておりその抑止力が必ずしも十分でないなどの問題がある。

こうした問題を解消するため、この種法令の諸外国における現状と実態や我が国の実情を踏まえ、真にふさわしい法制の在り方に関する研究を継続するとともに、具体的な法整備に関しては、各種の場における議論にも留意しながら、国民の広範な理解を得ることを前提として、適切な対応をしていくことが必要である。

4 実現への道のり

以上の基本的な施策を我が国情報コミュニティ内のみならず広く政府内において共有し、その実現に向けた取組みを推進することとする。また、情報機能については不断の見直しが必要であるところ、本検討会議の枠組みにより、官邸における情報機能の強化のための施策を引き続き検討することとする。

中間取りまとめから具体化した事項

項目	中間取りまとめ	取りまとめ案
政策との連接	<ul style="list-style-type: none"> ① 政策と情報の分離 ② 政策と情報の有機的な連接 <p>・ 内閣情報会議が中長期の情報関心を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣情報官が日常的な結節点として機能 ・ 各情報機関からの直接報告ルートも確保 	内閣情報会議の再編の内容を具体化
収集機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 対外的情報収集機能の強化 <p>・ 國際テロ、大量破壊兵器、北朝鮮等の問題に関する内部情報が不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ② その他の情報収集機能の強化 	<p>強化の方向性を具体化(専門家の育成等)</p> <p>内閣及び各省庁における強化策を具体化</p>
集約・分析・共有機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 集約・分析・共有の必要性 ② 拡大情報コミュニケーションの設置 <p>・ 内閣情報分析官を設置し、</p> <p>③ 情報の集約</p> <p>④ 情報の分析</p> <p>⑤ 情報の共有</p>	<p>拡大情報コミュニケーションを具体化</p> <p>内閣情報分析官の位置付け、情報評価書の作成プロセス等を具体化</p>
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報の共有のための基盤整備 ・ 共通データベース等の情報基盤整備 ② 人的基盤整備 <p>・ 人事交流、相互出向、合同研修の推進</p>	<p>研修イメージを具体化</p>
情報の保全の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ① 政府統一基準の策定 ② 高度の秘密を保全するための措置 ③ 秘密保全に関する法制の在り方 <p>・ 抑止力が必ずしも十分でなく検討が必要</p>	<p>カウンターインテリジェンス・ポリシーの着実な施行を盛り込む</p> <p>今後の検討の方向性を示す</p>

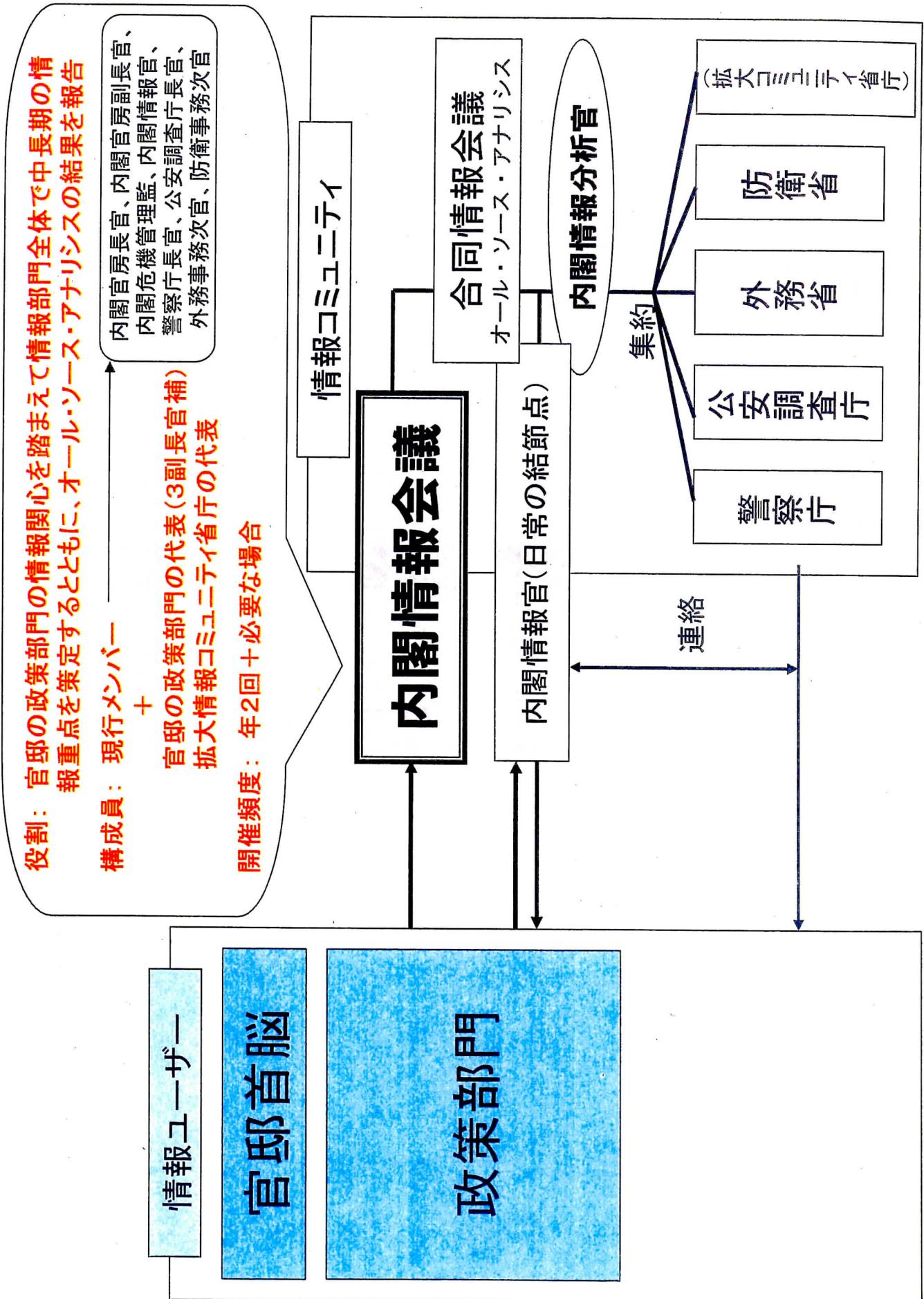
内閣情報会議の再編

役割：官邸の政策部門の情報関心を踏まえて情報部門全体で中長期の情報報重点を策定するとともに、オールソース・アナリシスの結果を報告

構成員：現行メンバー + 拡大情報コミュニケーション省庁の代表

- 内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監、内閣情報官
- 警察庁長官、公安調査庁長官、外務事務次官、防衛事務次官
- 官邸の政策部門の代表(3副長官補)

開催頻度：年2回+必要な場合



情報収集機能の強化

対外人的情報収集活動の課題

- ・国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報収集が~~が~~ 嘆緊の課題
- ・これらの国や組織の意図を把握する必要性が増大

対外人的情報収集活動の強化策

- ・在外公館及び情報関係の各省庁における取組みを強化するとともに、更に質の高い情報収集を実現するため、今後、研修強化や知識及び経験の蓄積を通じて対外人的情報収集に携わる専門家の育成に努めるほか、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢の在り方にについての研究を深める。
- ・これらの取組みのため、関係省庁の一層の連携強化を図り、情報コミュニケーションが一體となってその総合力を発揮する。

その他的情報収集機能の強化

- ・内閣における情報収集機能の強化(情報収集衛星、公開情報収集)
- ・各省庁における情報収集機能の強化

情報コミュニケーションの強化 ～集約・分析・共有・基盤整備～

人事交流の推進

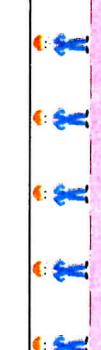
相互出向の推進

合同研修の推進

・高度情報保全研修

・情報分析研修

・専門分析研修



内閣情報報分析官

内閣情報調査室

連絡室

オール・ソース・アナリシスによる高度の分析を行う専門家
・地域別／事項別
・官民を問わず能力本位で選任
・原則として任期3年以上

共通データベース、
インターネット等の
情報基盤整備

防衛省

外務省

公安調査庁

警察庁

金融庁

経済産業省

財務省

海上保安庁

拡大情報コミュニケーション

連絡責任者を指名し、必要に
応じて担当官の派遣等

連絡担当官

連絡責任者

オール・ソース・アナリシスのイメージ

合同情報会議 情報コミュニケーションの英知を結集

① 役割分担

情報評価書作成計画

- ・情報評価書のテーマ
- ・作成スケジュール
- ・各テーマごとに必要な情報及び担当省庁
- ・四半期に一度作成

③ 情報の集約

内閣情報分析官
集約された情報をもとに、
オール・ソース・アナリシス

④ 原案作成

情報評価書

⑤ 決定

② 各情報機関による情報収集活動

情報の保全の徹底

政府統一基準の策定

平成19年8月9日、カウンターインテリジェンス推進会議において、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を策定



その着実な施行に取り組む

高度の秘密を保全するための措置

秘密保全に関する法制の在り方

現在の我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によつて差異が大きく、国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑は1年以下とされおりその抑止力が必ずしも十分でないなどの問題がある。

こうした問題を解消するため、この種法令の諸外国における現状と実態や我が国の実情を踏まえ、真にふさわしい法制の在り方にに関する研究を継続するとともに、具体的な法整備に関しては、各種の場合における議論にも留意しながら、国民の広範な理解を得ることを前提として、適切な対応をしていくことが必要である。